

## 平成31年4月1日から 重大な消防法令違反の建物が公表されます。

### 【違反対象物の公表制度】

御坊市火災予防条例の一部が改正され、消防法令に重大な違反のある建物について違反内容等を公表する制度が、平成31年4月1日から施行されます。

### 違反対象物の公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物の利用について判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページに公表する制度です。



### 公表の対象となる建物は

飲食店・物品販売店・宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物のうち、重大な消防法令違反が認められた建物です。



飲食店



宿泊施設



診療所

### 公表の対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

### 公表の方法は

違反対象物は、御坊市ホームページ（<http://www.city.gobo.wakayama.jp>）に掲載します。

### 公表する内容は

- ◆建物の名称 【例：〇〇ビル】
- ◆建物の所在地 【例：御坊市〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇】
- ◆違反の内容 【例：自動火災報知設備未設置】

### 公表までの流れ

消防機関が立入検査において違反を確認し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

立入検査の実施

立入検査結果の通知

公表する旨を通知

立入検査結果の通知から14日を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

公表

### 建物関係者の皆様へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となる場合がありますので、事前に御坊市消防本部（予防課）にご相談ください。

- ☐ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ☐ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合